

## 「公正」から社会的課題を解決する高等学校における法教育

1 校種・教科・科目（分野） 高等学校・公民科・「公共」

2 単元名 男女別入試定員から、公正について考える。

3 学習指導要領上の位置付け A 自立した主体としてより良い社会の形成に参画する私たち ア （ア）法や規範の意義及び役割

4 カリキュラムマップとの関連性 多様性の尊重、市民の権利と責任

### 5 単元目標

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・法の根底にある価値や人権の観念について、他者尊重の必要性と重要性を憲法の条文や判例から理解し、私的自治・契約自由の原則と変遷、その背景について理解しようとしている。	・立憲主義など人権保障において重要な概念を踏まえ、民主主義や立憲主義などの概念を活用して憲法の果たす役割について適切に適用・表現しようとするとともに、諸課題を法令と照らし合わせた上で、紛争解決に向けた話し合いとルール作り、ルール改正をしようとしている。	・法に基づいた解決方法について粘り強く考えようとするとともに、社会的課題について、法的観点から考え、その解決方法について、第三者の公正な視点も踏まえた上で、判断し、提案しようとしている。

### 6 単元の特色（教材観）

本単元は、都立高校における全日制普通科の男女別定員制という高校生にとって身近な課題から、「平等」「公正」について考え、どのような解決策があるかについて検討するものである。本課題では、女子生徒の入学を促すためのアフェーマティブ・アクションとして導入された側面を持つ東京都立高等学校の入試制度における男女別定員枠が、時代の変化によって、「平等」「公正」に反するものとして捉えられるようになったこと、2022年にその緩和措置の実施と、長期的な撤廃が東京都教育委員会によって実施されたことから、「平等」「公正」について法的に思考することを目指している。

#### (1) 法における「多様性の尊重」の課題

近年、法分野でも多様性を尊重するための法律の制定が行われている。

同性婚を認める、地方自治体におけるパートナーシップ制度の推進、同性婚を求める訴訟、夫婦別姓など、性及び性自認と法の関係に注目が集まっている。しかし、グループ内では18歳民法成人という眼前の課題もあり、民法、中でも債権を巡る実践を中心に研究することとなった。そこで本単元プランでは、性別を巡る差別／その是正制度での意見交

換や議論を通じて、「形式的平等」、「実質的平等」、あるいは「絶対的平等」、「相対的平等」といった概念を獲得し、かつそれに基づいて表現できる力を身につけることを通じて、法分野における多様性について考えるプランを示すこととした。

## (2) 東京都立高校における入試制度と「平等」「公正」

2021年都教委の調査によれば、都立高校では全日制168校のうち普通科109校が男女別定員を設けていた。定員を無くした場合、都教委の試算では「男女合同定員に移行する段階では、女子の合格者数は現状より約600名増加し、男子の合格者数が約600名減少する」こととなる。(2021年9月24日、東京都教育委員会報道発表資料「令和4年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について」の「別紙1 東京都立高等学校入学者選抜における男女別定員から男女合同定員への移行について」)。このような男女別定員に対して、近年は女性差別であるという声があがるようになった。その理由は、全国でも男女別定員が東京都だけに残った制度であること、点差だけで合否判定した場合、女子生徒の点数が圧倒的に高いことにもかかわらず不合格となっていることが多いためである。本制度に対しては、2021年には、都立高校の教員を中心として廃止を求める署名活動(注1)などが行われるなど、ネット上やマスメディアにおいて批判の声が巻き起こった。

都立高校の入試制度は、推薦に基づく入試(推薦入試)と学力検査(「検査」となっている点に注意)に基づく入試の二つに大別される。推薦入試は、一般推薦の他、文化スポーツ等特別推薦、理数等特別推薦が存在する。学力検査に基づく入試は、5教科を基本とする第1次募集と、3教科を基本とする第2次募集があり、学校ごとに面接・小論文・実技検査が追加される。ただし、定時制課程では面接は実施されない。合否は、学力検査と追加試験内容の成績、調査票の総合成績とされる。また、不登校経験者、中途退学者向けの「チャレンジスクール」では、志願申告書、個人面接及び作文のみの試験が、「小・中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する学校」とされる「エンカレッジスクール」では、学力検査は実施されず、調査書、面接、小論文または作文及び実技検査で選考が行われることとなっている。(注2)

そもそも、男女別定員制は、戦前の旧制中学校と高等女学校を前身として都立高校が発足したことが遠因でもある。「都立高等学校における男女共学制は、前身校である旧制中等学校の地域的偏在の問題をふまえ、全日制普通科の通学区と組み合わせられるかたちで、1950(昭和25)年より、全面的に導入された」(注3)。戦後直後は、女性の高等学校進学率が低いという問題があったことから、あえて男性の定員を設けることによって、女性の進学率向上を図ろうとした側面があったという指摘もなされている。だとするならば、本男女別定員制度は、かつてはアフーマティブ・アクションであって、直ちに差別的な制度だったとは言い切れないことになる。

本件は、すでに2022年、東京都教育委員会によって解決に向けた政策と行程が示され、早ければ2024年にも男女合同選抜とすることが発表された。しかし、学校教育における多様性とそれを生み出すための入試制度を巡る課題は日本に限定されるものではない。アメリカでは、入試の黒人生徒に対する加点等を巡り再三にわたり裁判が提起されており、2023年度中にも最高裁判例が変更されるのではないかとされている。都立高校でも、国際高等学校国際バカロレアコース入学者選抜、海外帰国生徒等入学者選抜、チャレンジスクール選抜など、入学者の資質・能力にあわせたさまざまな制度が整備されている。試験その

ものにおいても、障がいを持つ生徒には試験の際の時間延長措置など、「公正」を実現するための多様な対応（合理的配慮）が設定されている。学力検査の点数だけを見れば「平等」であっても、見方・考え方によっては「公正」かどうかは問われうるのである。

(3) 本単元のねらい

本単元では、生徒たちにとって身近であり、体験してきた制度を調べ、考え、表現する作業から、「平等」「公正」さを検討し、どのような解決策が望ましいかについて検討・構想すること（ルール改正）、また男女平等の有様だけでなく、障がいを持ったさまざまな人々などに対してどのような方法を探ることが「公正」といえるのかについて、高校入試という具体的な制度から思考・判断することを目指す。これにより、「形式的平等」、「実質的平等」、あるいは「絶対的平等」、「相対的平等」といった概念を身につける機会を設ける。本作業によって、より深い学びを目指すことができる。性差という課題だけではなく、障がいを持つ人や海外にルーツを持つ生徒について立場を乗り越えて考えることによって、第三者も納得できる解決策を模索し、表現することを目指す。誰にとっても「形式的平等」「実質的平等」を実現しうる法的制度について考察を深め、法的主体として自立することを目指したい。

7 単元計画

次	時	項目	学習活動	留意点等
1	1	高校入試における男女別定員について考える	<p>○本単元の課題について、新聞記事から読み取る。特に、男女別定員入試の課題について把握する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【主題】</b> どのような入試制度が「公正」なのだろうか。</p> </div> <p>・教師からの投げかけをもとに、インターネット等を活用して、資料を探し出す。</p> <p>○現在の男女別定員入試は「公正」といえるのだろうかについて判断する。</p> <p>(意見1) 公正だと思う。 S「男女同数、半々というのはある意味で平等だと言えるから。」</p> <p>(意見2) 不公正だと思う。 S「得点が高いにもかかわらず、不合格なのは納得ができない。」</p>	<p>資料1:朝日新聞(web) 2022年9月23日「都立高入試、全国で唯一の男女別定員を廃止へ 2024年春にも」 など。 <a href="https://digital.asahi.com/articles/ASQ9Q756RQ9Q0XIE02M.html">https://digital.asahi.com/articles/ASQ9Q756RQ9Q0XIE02M.html</a></p> <p>多くの生徒からは不公正という意見が出ると考えられる。その点に配慮する。</p>

		<p>S「女性だからという理由で入学に制限がかかるのはおかしいのではないか。」</p> <p>○なぜ、東京都教育委員会は、その制度の変更を決めたのかについて考える。</p> <p>○すぐに制度変更しない理由を考える。</p> <p>S「すぐに制度変更するべきではないのか」</p> <p>S「簡単にいかない理由があるのではないか」</p>	<p>批判の声も根強くあったこと、様々な人々からの働きかけもあったことを指摘する。 資料2：注1参照</p> <p>私立学校は、東京の場合、女学校が多かったこと、都立よりも数が多いことなどから、東京都全体での高等学校進学について検討した場合、一律に廃止するわけにはいかない点に留意する必要がある。</p>
2	アフターマティブ・アクションについて考える	<p>○東京都の入試制度について調べる。</p> <p>○「公正」「平等」の観点から、男女別定員に否定的な意見と肯定的な意見について比較する。</p> <p>○どのような制度が望ましいといえるかグループでまとめ、発表する。</p>	<p>資料3：入試制度の変遷（注3参照）</p> <p>いわゆる点数化できる知識・理解を中心とした学力、あるいは全教科の点数化などさまざまな変遷を経て、現在の制度が成立している。ここでは、能力＝テストの点数のように捉えられていた時代と現代の違いについて視点を向けさせることを目的としている。</p> <p>資料4：NHK Webレポートより「都立高校入試の“男女別定員制” 同じ点数なのに女子だけ不合格？」 <a href="https://www.nhk.or.jp/Shutoken/wr/20210325.html">https://www.nhk.or.jp/Shutoken/wr/20210325.html</a> (2022年2月28日確認)</p> <p>第3時において、評価することを目的とした提案・発表で</p>

			<p>S1「男女別定員については撤廃し、能力主義によって試験を実施し、合格者を決定する方法が望ましい。」</p> <p>S2「学校の数や私立高校との関係を考えて時には、廃止しない方が望ましい。私立学校の進学者に対しては、金銭的な支援を行うべきだ。」</p>	ある。
3	本時	<p>制度変更に「公正」・平等の観点から再検討する</p>	<p>○自分たちの制度提案を「必要な配慮」、「過度な優遇」に分けて、検討する。</p> <p>○今の入試制度において、どのような「配慮」があるか、考え、まとめる。</p> <p>S「視覚障がいがある生徒に対しては、点字や試験時間の延長などの制度が存在する。」</p> <p>○改めて、現行入試制度をどうすべきか、自分の意見をまとめ、表現する。</p> <p>S「男女平等という考え方に従えば、男女別定員は女性にとって不利に働くことが多いから、男女別定員は廃止すべきである。」</p> <p>S「男女平等という考え方に従えば、男女比がほぼ同数で学ぶ方が良いのではないか。その意味において、学費が私立学校よりも低廉な都立学校が男女定員を一定程度維持することは認められるべきではないか。」</p>	<p>第2時の発表をもとに、自身及び複数の生徒と検討する。</p> <p>障がいを持つ生徒に対しては、合理的配慮が行われることを必ず指摘する。</p>
2	1	<p>ア フ ァ ー マ テ ィ ブ ・ ア ク シ ョ</p>	<p>○入試制度以外のアフーマティブ・アクションについて、日本・諸外国の事例を調べる。</p> <p>アメリカの事例：アフーマティブ・アクション</p>	<p>解決策について日本以外にも世界で模索されていることについて検討する。</p>

	<p>ンについて調べ、レポートにしよう</p>	<p>人種などのマイノリティ集団を多く雇用する。</p> <p>女性などに対する奨学金の支給。</p> <p>ヨーロッパの事例：ポジティブ・アクション</p> <p>クオータ制を選挙に導入し、男女の議席を同数にする。</p> <p>取締役会の女性割合や管理職の割合を一定数にすることを求める。</p> <p>アジアの事例：行政管理職の女性比率を上げるように採用を行う。</p> <p>○社会におけるアファーマティブ・アクションの実例と課題について考え、レポートにまとめる。</p> <p>例 1) 日本社会におけるポジティブ・アクション</p> <p>男女共同参画社会基本法とそれに基づく事例について調べ、日本では目標が掲げられるが、数値的な目標として掲げられるだけであり、強行法規とはなっていないことの問題点と、強行法規になった場合の課題について調べ、レポートにまとめる。</p> <p>例 2) 選挙におけるクオータ制</p> <p>日本でも、一部政党が自発的に実施しているクオータ制について調べ、その課題についてまとめる。ネパールでは憲法に議席の一定数を女性に割り当てているが、男女平等が社会的に実現されているとは言いがたい。導入前と導入後と比較した記事などから、その課題と今後についてレポートにまとめる。</p>	
--	-------------------------	--	--

## 8 カリキュラム・マネジメント

・家庭科 「家庭基礎」

A 人の一生と家族・家庭及び福祉（2）青年期の自立と家族・家庭

キャリア形成の観点から、本課題と結びつけて検討することができる。

・特別活動 ホームルーム活動(2) イ 男女相互の理解と協力

男女相互の理解と協力の観点から、男女別定員が生まれた背景などの歴史について学ぶことを通じ、自らの生活へと生かすことができる。

## 9 本時の授業展開

### (1) 本時の指導案

	学習内容・活動	留意点(○)と評価(☆)		
導入 10分	○ 前回の発表を踏まえ、自分たちの制度提案を「必要な配慮」「過度な優遇」に分けて、検討する。	○ 公正さにもさまざまな考え方があること、また立場が異なることによって見方が異なることによつて見方・考え方にも差が生まれることに気がつかせ、「公正」さの基準について検討させる。  ※ここでは「公正」さについて検討させるため「過度な」という言葉をつけている。これは必要な配慮(合理的配慮)に対して、即時的に「優遇」と捉えさせないための対応である。		
			必要な配慮	過度な優遇
	S		男女別をやめ、男性有利にならないようにする。	5教科(3教科)の得点が高い生徒が優遇されているともいえる。
	S		金銭面に課題がある生徒や家庭に資金援助を行う。	貧困層は救済できるが、私立学校への資金提供となるかもしれない。
展開 25分	○ 今の入試制度において、どのような「配慮」があるか、考え、まとめる。  S「障がいを持つ生徒に対する入試当日のさまざまな支援」  S「海外にルーツを持つ子どもに対する入試枠」	○ 障がいを持つ生徒に対しては、法にもとづき合理的配慮が行われることを必ず指摘する。  ○ 障がい以外にも様々な合理的配慮が行われていることについても触れ、アフターマティブ・アクションは		

		男女の性差のみを扱うものではないことに気付くようにする。
終末15分	<p>○改めて、現行入試制度をどうするべきか、自分の意見をまとめ、表現する。</p> <p>S「男女平等という考え方に従えば、男女別定員は女性にとって不利に働くことが多いから、男女別定員は廃止すべきである。」</p> <p>S「男女平等という考え方に従えば、男女比が同数で学ぶ方が良い。学費が私立学校よりも低廉な都立学校では男女定員を一定程度維持することは認められるべきではないか。」</p>	☆これまでの議論を踏まえた上で、自分なりの表現ができています。(思考・判断・表現)

## 10 生徒の学習成果とその評価

### (1) 本時の評価基準

評価項目	A (十分満足できる)	B (おおむね満足できる)	Bに到達させるための手立て
<p>立憲主義など人権保障において重要な概念を踏まえ、民主主義や立憲主義などの概念を活用して憲法の果たす役割について適切に適用・表現しようとするとともに、諸課題を法令と照らし合わせた上で、紛争解決に向けた話し合いとルール作り、ルール改正をしようとしている。</p> <p>(思考・判断・評価)</p>	<p>「形式的平等」「実質的平等」などの概念を活用して適切に表現することで「公正」について考察できるとともに、入試を巡る課題についての改善策を提案できている。</p>	<p>「形式的平等」「実質的平等」などの概念を活用して解決策を表すことができる。</p>	<p>これまでの議論を振り返らせ、課題は何かについて検討させることで、「平等」の違いについて気づかせる。</p>

## (2) 学びの実態

具体的な終末場面における記述内容例について、以下示す。

A 十分満足できる
男女平等という点から考えれば、定員枠をなくし、 <u>全て得点だけで評価するやり方が平等</u> であると考ええる。だから、男女別定員はなくすべきだと考える。 しかし、反論として、男女別定員を無くした場合、私立学校に行かざる得ない男子生徒が出てくることも考えられる。これは、 <u>成績差によって学費に差が生まれるという課題を新たに生じさせる</u> ことになる。そこで、 <u>私は学費無償化を提案</u> する。これにより、どのような金銭的な状況にあったとしても、 <u>進学が保証され、機会の平等が実現</u> することになると考える。
B おおむね満足できる
定員という形で、 <u>定員枠を男性：女性で半分半分にすれば、形式的平等は実現</u> することになると考える。確かに性別で分けることに批判があるかもしれないが、男子生徒、女子生徒内では平等が実現できていると考えるからだ。今も小学校では、男女ペアで机を並べさせる先生がいるように男女が共同で学習を進めた方が男女平等の実現にもふさわしいのではないか。

## 11 「18 歳市民力」育成に向けての提案

多様な他者の存在は、今や当たり前になった。今回取り扱った男女の性差による定員という課題だけでなく、LGBTQ の課題、海外にルーツを持つ人々の課題、そして障がいを持つ人々の課題など、マイノリティと呼ばれる人々と共に生きていく社会の実現を目指すことは必須となっている。例にあげると、2020 年（20 歳成人時代）1 月の新宿区の新成人は 4,266 名でこのうち 1,932 名が外国人であった（区発表資料による）。また、18 歳成人を迎え、法的主体としては民法上の主体、つまり自ら契約し、自ら法的責任を負うことが求められることとなった。しかし、同時に、18 歳成人時代を迎えた今、法的主体とは何かについても考えたい。法的主体も平等に扱われるが、その内実は多様なのである。

本プランの立案者がかつて法学部に入学した時、法学の役割は主に法解釈であり、立法学とは異なると言われていた。しかし、法的主体という場合、1) 法に従い行動する法的主体以外にも、2) 法の限界を知り、限界を改善しようとする法的主体、3) 法の根源的な価値を見出し、それに従って法の支配を実行しようとする法的主体などが考えられる。1) は、まさに民法や刑法について知り、その枠内で行動しようとする主体だが、2) は立法者、つまり主権者としての主体であり、3) は「幸福」「正義」「公正」といった法の下にある根源的な価値を理解し、いわゆる成文法に従うだけではなく、自然法等にも従い、行動する市民社会の市民としての主体であるといえる。

今回、入試制度という、高校生が考えるには大変重いテーマを扱ったのは、この 2) 3) が背景にある。高校生にとって「高校入試」とは過去であり、直接その制度について考えることは、自分のメリットにはほとんどならない。制度、ルールを変更したことによって利益を得るのは、未来の高校生たち、つまり自分たちよりも後の世代に他ならない。

そもそも人権とは、日本国憲法の前文や第九十七条「この憲法が日本国民に保障する基

本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」とあるように、抽象的な未来の世代に対しても保証されている。そして、それは国民の不断の努力によって受け継がれていくものであるとされている。だとするならば、自分が経験した「不平等」や「不正義」「不公正」を後の世代につなげないこともまた、市民力であると考えべきであろう。

今回は、法教育推進協議会「指導案(4) 大学入試のアファーマティブ・アクションについて考えよう」を元にしつつ、具体的な東京都で起きた入試の事例から考えることを通して、目の前にある現実を未来のために改める試みを構想した。18歳成人とは、確かに18歳になれば成人と「看做す」という制度である。しかし、法的主体、主権者になるとは「看做される」だけではなく、自ら主体に「成る」という意思がなければならない。そして公民教育の役割は、その成るための支援と指導である。18歳成人時代を迎えた公民教育は変化を迎えている。これまでの公民教育は、市民予備軍を市民にするための教育に留まっていた。しかし、これからは市民に対する公民教育も求められているのである。

(注)

注1 本署名活動には、本単元開発者も呼びかけ人として加わっている。詳しくは、

<https://www.change.org/p/%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E9%83%BD%E6%95%99%E8%82%B2%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A-%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E9%83%BD%E7%AB%8B%E9%AB%98%E6%A0%A1%E3%81%AE%E7%94%B7%E5%A5%B3%E5%88%A5%E5%AE%9A%E5%93%A1%E5%88%B6%E3%82%92%E5%BB%83%E6%AD%A2%E3%81%97-%E6%80%A7%E5%88%A5%E3%81%AB%E3%82%88%E3%81%A3%E3%81%A6%E4%B8%8D%E5%88%A9%E3%81%AB%E3%81%AA%E3%82%89%E3%81%AA%E3%81%84%E5%85%A5%E8%A9%A6%E3%82%92%E8%A1%8C%E3%81%A3%E3%81%A6%E3%81%8F%E3%81%A0%E3%81%95%E3%81%84>

(2023年2月28日確認) 参照のこと。

注2 「東京都立高等学校チャレンジスクール入学者選抜実施要綱」等参照のこと。

注3 小野寺みさき「都立高等学校における男女別入学定員の変遷」早稲田大学教育・総合科学学術院『学術研究. (人文科学・社会科学編)』62号、2014年、pp. 53-68。

(参考)

・「指導案(4) 大学入試のアファーマティブ・アクションについて考えよう」法教育推進協議会『高校生向け法教育教材未来を切り拓く法教育:自由で公正な社会のために』2019年、pp. 34-41。

・「女性議員の枠を確保するのは『公正』?」帝国書院『高等学校 公共』pp. 68-69

・朝日新聞「都立高入試の男女別定員、段階的に廃止へ 合格ラインに男女差」(2021年9月24日付)、<https://www.asahi.com/articles/ASP9S6SNHP9SUTIL00T.html>

・東京都教育委員会「都立高等学校入学者選抜における男女別定員の緩和措置」(2022年1月7日付)。

(高千穂大学 鈴木隆弘)